いか釣り漁業	底びき網漁業（Ⅰ）	底びき網漁業（Ⅱ）	以西底びき網等漁業	まき網漁業	漁業取締り等
木船 鋼船	木船 鋼船	木船 鋼船	木船 鋼船	木船 鋼船	木船 鋼船
－	－	－	－	－	－
一・四〇％	－	一・一六％	－	－	〇・三八％
一・一四％	－	〇・七三％	－	〇・七一％	
一・二五％	－	〇・七八％	－	〇・八三％	〇・二〇％
一・〇六％	一・二六％	〇・七六％	〇・五四％	〇・六四％	〇・二五％
一・一六％	一・四七％	一・三〇％	〇・八一％	一・二一％	〇・三六％
〇・六一％	〇・八四％	－	〇・五二％	〇・七一％	〇・二二％

注１～注９　（略）

二　漁船損害等補償法第百十三条の四第二項第二号の率（以下「異常純保険料率」という。）

トン数区分 / 漁船の主たる根拠地が属する区域	無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船	総トン数五トン以上の動力漁船					
		総トン数五トン以上十トン未満	総トン数二十トン以上五十トン未満	総トン数五十トン以上百トン未満	総トン数百トン以上二百トン未満	総トン数二百トン以上	
北海道後志総合振興局管内（積丹郡、古平郡及び余市郡を除く。）	〇％	〇・〇一％	〇％	〇％	〇％	〇％	〇％
北海道釧路市、根室市、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内	〇％	〇％	〇％	〇％	〇％	〇％	〇％
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
北海道室蘭市、帯広市、苫小牧市、登別市、伊達市、胆振総合振興局管内、日高振興局管内及び十勝総合振興局管内	〇・〇二％	〇％	〇％	〇％	〇％	〇％	〇％

いか釣り漁業	底びき網漁業（Ⅰ）	底びき網漁業（Ⅱ）	以西底びき網等漁業	まき網漁業	漁業取締り等
木船 鋼船	木船 鋼船	木船 鋼船	木船 鋼船	木船 鋼船	木船 鋼船
－	－	－	－	－	－
一・五〇％	－	一・二五％	－	－	〇・四二％
一・一九％	－	〇・七九％	－	〇・七六％	
一・四六％	－	〇・九〇％	－	〇・九六％	〇・二五％
一・二六％	一・四八％	〇・八八％	〇・六四％	〇・七四％	〇・三一％
一・一八％	一・五〇％	一・三二％	〇・八三％	一・二一％	〇・三七％
〇・六一％	〇・八四％	－	〇・五二％	〇・七一％	〇・二二％

注１～注９　（略）

二　漁船損害等補償法第百十三条の四第二項第二号の率（以下「異常純保険料率」という。）

トン数区分 / 漁船の主たる根拠地が属する区域	無動力漁船及び総トン数五トン未満の動力漁船	総トン数五トン以上の動力漁船					
		総トン数五トン以上十トン未満	総トン数二十トン以上五十トン未満	総トン数五十トン以上百トン未満	総トン数百トン以上二百トン未満	総トン数二百トン以上	
北海道後志総合振興局管内（積丹郡、古平郡及び余市郡を除く。）	〇％	〇・〇一％	〇％	〇％	〇％	〇％	〇％
北海道釧路市、根室市、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内	〇％	〇％	〇％	〇％	〇％	〇％	〇％
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
北海道室蘭市、帯広市、苫小牧市、登別市、伊達市、胆振総合振興局管内、日高振興局管内及び十勝総合振興局管内	〇・〇一％	〇％	〇％	〇％	〇％	〇％	〇％